

平成19年度
第2回宮城県行政評価委員会

日 時：平成20年2月13日（水曜日）

午前10時30分から正午まで

場 所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

平成19年度第2回 宮城県行政評価委員会 議事録

日時：平成20年2月13日（水） 午前10時30分から正午まで

場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：関田 康慶 委員 林山 泰久 委員 森杉 壽芳 委員
長谷川信夫 委員 浅野 孝雄 委員 宇田川一夫 委員
大滝 精一 委員 濃沼 信夫 委員 沼倉 雅枝 委員
星宮 望 委員 水原 克敏 委員

欠席委員：田中 仁 委員

司 会 それでは、会議に先立ちまして、大村委員の後任といたしまして新たに委員をお願いすることになりました星宮東北学院大学学長に、知事から宮城県行政評価委員会委員の委嘱状を交付させていただきます。

それでは、知事、お願いいたします。

〔委嘱状交付〕

司 会 ただいまより平成19年度第2回宮城県行政評価委員会を開催いたします。

本日は、関田副委員長はじめ10名の委員に御出席いただいております。行政委員会評価条例の規定により定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、大滝委員は所用のため少々遅れているようでございます。田中委員におかれましては、本日、所用のため欠席しておられます。また、宇田川委員におかれましては、御都合により途中退席させていただく旨の連絡が入っておりますので、御了承願います。

それでは、開会に当たりまして、村井知事より一言御挨拶を申し上げます。

村井知事 おはようございます。本日は、大変お忙しい中、平成19年度第2回宮城県行政評価委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、このたび星宮学長には、諸事御多忙の中、当委員会委員への御就任を快くお引き受けいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

本年度も各委員の皆様には、政策評価部会、大規模事業評価部会、公共事業評価部会に分かれ、大変熱心に御審議をいただいたと伺っております。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

答申として頂戴いたしました御意見につきましては、十分検討させていただいた上で、県としてそれぞれ評価書を作成したところでございます。また、その評価結果を予算等へ反映させているところでございます。

さて、本日の行政評価委員会では、本年度の政策評価、公共事業評価部会の審議結果等の報告を各部長からいただくとともに、県側から本年度の行政活動の評価結果及び昨年9月に当委員会で審議いただきました「宮城の将来ビジョン」に対応する新しい行政評価制度の改正案等について報告させていただく予定となっております。

また、本日は、昨年9月に退任なされた大村委員長の後任として、当委員会の委員長を新たに選出していただくことになっております。委員の皆様には、委員長の選出について互選いただきますとともに、決まりました新委員長のもと、今後とも宮城の将来ビジョンの着実な推進に当たり、一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様が、部会の枠を超えて御審議いただく機会は当委員会の場を除いてほかにはございませんので、本県の行政評価に関して幅広く忌憚のない御意見を頂戴できれば幸いです。

それでは、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての私からのあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

司 会 誠に恐縮でございますが、村井知事は所用のため、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いたします。

村 井 知 事 申しわけございません。よろしく申し上げます。
(大滝委員 着席)

司 会 確認のため、お手元のマイクの使用方法について改めて御説明申し上げます。御発現の際は、マイク右下のスイッチをONにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話ししていただきますようお願い申し上げます。なお、発言が終わりましたら、スイッチをOFFにしてくださいようお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

大村委員長の退任により、委員長が欠けておりますので、行政評価委員会条例第3条第3項の規定によりまして、ここからは委員長職務代理者であります関田副委員長に議長をお願いいたします。関田副委員長、よろしくお願いたします。

関 田 委 員 それでは、委員長選任までの間、暫定的に議長を務めさせていただきます。議事に入りますが、最初に、議事録署名委員を指名したいと思います。原則名簿順でお願いしておりますが、前は御都合がつかなくて次回開催時にとお約束いただいております森杉委員と、もう1人は名簿順で浅野委員にお願いしたいと思います。両委員、よろしいでしょうか。

(了承)

それではお願いたします。

次に、会議の公開についてでございますが、当委員会の決定に従いまして、当会議は公開となっております。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないような対応をお願いいたします。

本日の委員会の進め方でございますけれども、まず事務局から御説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは私の方から御説明いたします。
初めに、本委員会は、昨年9月に前委員長でありました大村委員が退任されたた

め、現在、委員長が不在の状況でございます。そのため、まず委員長の選出を委員の皆様をお願いいたします。委員長が決定しました後、お手元の資料1, 2によりまして、前回報告済みの大規模事業評価部会の分を除き、政策評価部会、公共事業評価部会の部会長より、それぞれ部会の今年度の審議結果について御説明をいただく予定でございます。引き続き、事務局から資料3, 4, 5によりまして、各部会から頂戴いたしました御意見に基づき県が決定しました評価の結果について御説明申し上げます。資料6によりまして、前回御審議いただいた行政評価制度の改正案について、最後に、資料7によりまして、平成20年度、来年度の行政評価委員会の開催予定について事務局の方から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

関田委員 ありがとうございます。
まず、本委員会の委員長の選出を行いたいと思います。
本委員会の委員長は、行政評価委員会条例第3条3項の規定によりまして、委員の互選によって選出されることになっています。
まず、どなたか委員長に御推薦される方がおられましたら、挙手していただいて御推薦いただければと思いますが、いかがでしょうか。
水原さん、どうぞ。

水原委員 東北学院大学長の星宮委員を御推薦いたします。東北大学時代に副総長としても手腕を発揮されて、かなり人望もありましたし、今は東北学院大学の学長として大変よくリードされておられますので、この委員会に関しても新しい目でリードしていただければと思います。御推薦いたします。よろしくをお願いします。

関田委員 水原委員、ありがとうございました。
ただいま水原委員より星宮委員を委員長にという御意見がございましたが、ほかにどなたか御意見がございますでしょうか。
それでは星宮委員に委員長をお願いしたいということで、よろしいでしょうか。
(「結構です」の声あり)
それでは星宮委員に本委員会の委員長をお願いしたいと存じますが、星宮先生、お引き受けよろしいでしょうか。
(星宮委員、承諾)
それでは、本委員会の委員長は星宮委員に決定いたしました。
委員長席の方に御移動をお願いいたします。
(星宮委員、委員長席へ)

星宮委員長 星宮でございます。

関田委員 私も大学時代いろいろと星宮先生にはお世話になっておりますが、それでは早速で恐縮でございますけれども、まず星宮委員長から一言ごあいさつをよろしくをお願いいたします。

星宮委員長 今、関田先生、水原先生から、特に水原先生には御推薦いただきまして、お二方には東北大学時代にも大変お世話になっておりますし、前の大村委員長にもいろいろ

るな意味で大変お世話になっておりまして、県にも地元貢献ということを第一に考えている東北学院大学の学長としてはお引き受けせざるを得ないなと思ってお引き受けさせていただきました。

私は、東北大学などで長年電子工学の研究をしておりました。退官後、東北学院大学に移って、学長を拝命し、現在は、学院長も務めさせていただいております。委員就任早々、委員長のご指名を受けまして、大変不慣れでございますけれども、先ほど申し上げました意味で皆様の御助言、御支援をいただきながらまとめていく仕事の一部をやらせていただければと思っております。

それから、宮城県では、昨年、目指すべき10年後の姿を描きました「宮城の将来ビジョン」というものを策定しておりまして、私自身その総合計画審議会の中で委員長として策定にも関わらせていただいたという経緯がございます。そういう意味で、この実現のためにも、行政評価をしっかりとっていくということが重要と思いき、また責任も感じておりますので、精いっぱい力を尽くしてまいりたいと思いき。皆様のご協力を改めてお願い申し上げます。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

関田委員 ありがとうございます。それでは、これからの委員会の議事進行は星宮委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

星宮委員長 それでは早速ですが、時間も限られておりますので、会議を進めてまいりたいと思いき。

まず、議事の報告でございますが、政策評価及び公共事業評価部会の審議結果について御報告いただきたいと思います。

それでは初めに、政策評価部会について、関田部会長からよろしくお願いいたします。

関田委員 それでは政策評価部会から御報告を申し上げたいと思いき。報告資料1を御参照いただきたいと思います。

19年度の政策評価・施策評価につきましては、平成19年6月11日付で知事から30政策103施策について行政評価委員会に対して諮問が行われました。当部会では、福祉、環境、教育、産業、社会資本という五つの分科会がございますが、その分科会において7月5日から26日にかけて、非常に短い期間でございますけれども、延べ8回の分科会を開催いたしまして審議を行いました。

諮問を受けた政策・施策のうち11政策41施策について審議を行いました。その結果、政策評価に関して83件、施策評価に関しまして167件の意見を出させていただくとともに、1から7の数字による判定を行いました。数字が大きいほど県の行った自己評価の妥当性が高いということを意味しています。1から7の真ん中の4が「大体よろしいだろう」という数字でございます。

その結果、政策評価では、県の評価に対しまして3と判定されたものが2件、4と判定されたものが6件、5と判定されたものが3件ございました。後でもう少し詳しく御説明申し上げます。施策評価では、県の評価に対しまして2と判定したものが1件、これは余り自己評価としてもよろしくないということでございます。3が8件、4が15件 真ん中でございますね、5が13件、6が2件、7が2件ということでございます。

後ろの方の3ページ目に、分科会審議結果一覧表というのがございます。これを

御覧になっていただくとさらに詳しくおわかりいただけると思いますが、五つの分科会において県の自己評価が「適切」「概ね適切」「課題あり」という3段階で評価されることになっています。

政策につきましては、裏の方までございますけれども、「課題あり」というのはございません。実際は3段階評価であります。県の自己評価は「適切」と「概ね適切」の2段階で行われたような状況になっています。

部会の委員による判定は7段階でございまして、例えば福祉分科会の障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくりという政策につきまして、県は「概ね適切」であるという自己評価をされています。分科会の評価は4でございまして、大体その「概ね適切」が妥当な判断だろうと、そういう結果でございまして、ざっと見ていただきますと、3、4、5というような真ん中に対する分科会の方の評価がございまして、対称性のある評価となっております。そのグラフでございまして、次のページを御覧になっていただくと、一番下の欄の左側が政策評価の判定でございまして、1から7段階の中での3、4、5というような評価がなされていまして、県の自己評価に対して政策評価についてはまああの妥当性を持ったものであろうという判断でございまして、ただ、少しのギャップがございまして、例えば教育分科会の「概ね適切」という自己評価に対して、分科会は多少高目の5という判定をしていますし、また環境分科会では「概ね適切」という県の自己評価に対して、ちょっとそれは「概ね」ではないのではないか、3という評価が出ていました。

施策について御覧になっていただきますと、同じ補助資料の一覧表の中の右側の方にずらっと出ていますが、例えば福祉分科会の方では3から5という判定、教育の方では4から7というちょっと高目の判断、そして裏側の方を見てみますと、社会資本の方では3から7というばらつきがございまして、政策評価の方よりも施策評価の方が具体的であり、かつ指標等も明確でありましたので、幅広い検証が行われたと思われまます。

高い点数を上げているのを見てみますと、教育分科会の方の7番目の施策でございまして、これは地域社会と学校教育との協働の推進という施策でございまして、県の自己評価は「適切」であるという評価でございまして、分科会の方も高い7という評価をしていまして、県の自己評価と分科会の評価が非常に合っていると、この点についてはよく行われたということでございまして、あと7がもう1カ所ございまして、社会資本分科会の方の3番目、土砂災害から地域を守る地すべり対策等について、県の自己評価は「適切」と、これに対して分科会の方も7という高い評価をしております。

他方、2というのもございまして、社会資本の政策では国内の交流を進めるための交通基盤の整備という3番目でございまして、これの3番目の施策でございまして、バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備について、県の自己評価は「概ね適切」ということとございまして、部会の方ではそんなに整備ということについてはまだまだではないかということで、2という判定になっています。

それらの分布が一番下の最後のページの方に出てございますけれども、施策評価の判定についてはかなりばらつきがございまして、しかし4のあたりで中央値になっているという対称性のもの、多少高い方に偏っているという結果でございまして、

これらをまとめますと、「適切」「概ね適切」という点での政策評価に関する対応性というのはまずまずということでございまして、県の自己評価が3段階で

すが、実質的には2段階ということで、その辺の分科会の評価対応の分散と県の分散にちょっと乖離があるということでございます。それが施策についてはもっとその乖離が出てくるということございまして、今、部会の方でもこれに対してどのような整合性のある、対応のある、県の自己評価と分科会の評価をどう対応づけるかということで議論を進めているところでございます。

まず、事業の設定についてでございますが、もとのところにちょっと戻っていただいて、それらをまとめた項目を幾つか書いていますけれども、分科会で審議を行った全体的な事項についての意見として、事業の設定が施策名と乖離しているものがあつたと。事業の目的と施策名がちょっとずれているのがあつたということでございます。そういう場合には、適切な施策に設定してほしいということでございます。

県は施策に関してさまざまな事業を実施しておられるわけでございますが、評価対象になっている事業は比較的何か限定していた傾向がありました。本来ならば、いろいろ幅広い事業にしなければいけないのに、かなり限定されているものがあつたと。これについて、実施している事業を重点的事业として設定して評価の対象としてはどうかと思います。どうせある程度限定するということであれば、明確に重点事業として取り上げ、評価の対象にしたらどうかということでございます。

施策によりましては、評価の対象事業をソフト的な事業に限定している傾向がありました。ハードについての対応等についての施策について、それも評価の対象にしてはどうかと、ハード的なものについての評価がなかなか行われていないのではないかという指摘でございます。

2番目の政策評価の指標に関することでございますが、施設の数という量的な指標というのは結構ありますが、これだけでは施策の成果、アウトカムのものが把握しにくいということで、機能とか質をあらわすような政策評価指標というものを設定してほしいと、こういうことを考えてほしいということございました。ただ数だけを出すということではないと、それを考慮してほしいと。

施策を評価する政策指標は一つである必要はないということでございますが、実施する事業の対象者であるとか、あるいは種類であるとか、そういうことに応じて、できるだけ複数の政策評価指標を設定してほしいということでございます。

政策評価指標の目標値についてでございますが、実現不可能なものであるとか、設定根拠が現実的でないというのが見られました。それらについては再検討していただいて、現実的なものにしていただきたいということでございます。

政策評価指標につきましては、施策に対する指標としては妥当であるけれども、県の関与する要因以外のもの、それによって大きく左右されるような指標が見られたということでございます。そういう場合には、県の実施する施策の指標として使用するのには多少疑問があるのではないかと指摘でございます。これも何も公的な県がすべてやるということではございませんので、民間の活力を活用することも必要なわけですが、その辺をきちっと明確にした上での指標の設定をお願いしたいということでもあります。

数年前の値を現況値として評価している施策がございます。これは統計データでございますので、今のデータを直ちに入手できるということではございません。過去2年ぐらい以前のものというのが結構あるわけですが、そういった場合に事業による効果を迅速に反映できるような統計データを待っていては政策評価・施策評価なんてできませんので、そういった場合のサブ資料を考えてほしいというこ

とであります。

政策を構成しております施策のうち、政策評価指標が設定されている施策が少ないという、そういう政策がございます。これは政策全体としての体系的な欠けになりますので、政策評価指標の設定について体系的に検討してほしいということとあります。

ストック形成を主たる目的とする施策の場合、現行指標による事業実施中の評価というのはかなり困難です。この種の施策についてはやはり適切な評価方法を相談していただいて、検討していただきたいということとあります。

評価の内容に関してでございますが、政策評価は各施策の評価内容を機械的に取りまとめるということではありません。各施策の評価内容をよく吟味した上で評価する必要がありますということとあります。

事業設定の妥当性の項目について、すべての事業に同じ文面で記載しているという、そういう施策が見られました。それぞれの事業について設定の妥当性をしっかりと記述した上で出してほしいということとあります。

事業に課題があると書くと評価が悪くなるというような意識かどうか分かりませんが、事業の課題が非常に書きにくいとか、うまくいっているような書きぶりになるという傾向が見られました。素直に「課題がある」と書くと悪いようなイメージがあるのか、そういう傾向が見られたところがございます。どの事業も課題解決のために行っていることとありますので、課題が何であるかということを出さないと改善の余地がないわけで、その辺のわかりやすい評価指標の構成を検討していただきたい。課題があるからといって悪いわけではなくて、明確に何をやるかがわかりますから、そういう対応をきちっとしていただきたいということとあります。

個別の事業の成果を表す指標、成果指標、アウトカム指標でございますが、それが設定されていないものにつきましては、事業の目的がどのように確保されたものなのかということ非常に判定しにくいということがありますので、できればそういったアウトカム指標を設定するように検討していただきたい。

このような御意見が出されまして、この審議結果の内容につきましては平成19年9月18日付で行政評価委員会から知事あてに答申が行われております。

審議経過については、そこに書いてございますように、4回の政策評価部会を開催いたしまして、それぞれの審議事項、ここに書いていらっしゃるような審議事項を審議しております。1回目は政策評価・施策評価について審議事項あるいは分科会の審議の進め方等、2回目は行政評価制度の改正案について、3回目は分科会の審議結果とか答申案について、あるいは行政評価制度の改正案について、4回目は政策評価部会の分科会の審議方法について等の議論によってこのような答申が出されたということで報告を終わらせていただきます。以上です。

星宮委員長 ありがとうございます。政策評価部会の審議結果について、関田先生の方から御報告いただいた旨、また4回にわたり鋭意御審議いただきましたことを感謝申し上げます。

また、御議論いただくのは、もう一つ公共事業評価部会の御報告をいただいてから、あわせてということにさせていただいてよろしいでしょうか。もしよろしければ、引き続き森杉部会長から公共事業評価部会について御報告いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

森 杉 委 員 お手元の報告資料2を御覧ください。

公共事業評価部会では、事業が始まって10年経ったもの、あるいは前回5年前に再評価を行い、それから5年経っているもの、こういう事業につきまして、事業を継続すべきかどうかということの判断の審議をすることになっております。その審議に当たっては、事業が投資に値する効果があるかどうか、あるいは事業が費用最小になるような効率的な事業が行われているかどうか、あるいは環境への負荷がかかっているようなことがないだろうか、このようなことをチェックしまして、事業の継続あるいは事業の修正あるいは事業の中止などを審議するものであります。

今年度は、お手元の資料にありますように1から14の公共事業が再評価の対象になりました。この主な内容につきましては、次のページの事業概要一覧というところにありますが、砂防、道路、土地区画整理、街路、かんがい排水を含みます農業農村整備がありまして、最後に14番の漁港です。こういうものが事業の対象になりました。これらのうち仙台港背後地土地区画整理と街路の八幡築港線ですが、これはどうしても事業の関係上、長期にわたるような傾向があるわけですが、この二つが再々評価という形になっております。

1ページの方に戻っていただきまして、審議の経過は御覧のとおりでありまして、10月に答申を取りまとめ、知事に答申いたしました。その後、今から申し上げます審議結果につきまして、県の方でその後どのような対応をしておられるかということにつきましての報告をいただいた状況であります。

4番目の審議結果であります。これはすべての事業につきまして事業継続という形で県が提案をしてきており、部会ではこれを妥当といたしました。条件が全くないまま基本的に妥当としたものが大部分なのですが、この部会の活動は確か平成10年に、10年前からスタートしておりますが、10回にわたりまして再評価をやってきました。いろいろな問題があるような事業が出てきたわけですけれども、最近はその結果から大変事業が効率の良いような方向に絞られていっているような印象を私は持っております。そういうわけで、今年度はすべて事業継続ということを審議いたしました。

それで、少し意見がありまして、一つは国道398号石巻バイパス整備事業ですけれども、ここは交通量がすごく多くなりそうですので、交通事故が発生する可能性が高いということでありますので、特に設計の観点からも、あるいは警察とも連携をとりまして交通安全に考慮してほしいということをお願いいたしました。

次に、街路事業ですけれども、この街路事業は、これ自身、ここで対象としている道路事業、街路事業そのものというよりも、むしろ一般的に街路事業なのですが、土地の取得というものが関係あることと、その交通量の状況に応じて事業費が非常に膨らむ可能性があります。ですから、ぜひとも最初の段階から可能な限り正確な事業費の見積もりをお願いしたいと、このような要望をいたしました。

最後に、圃場整備ですけれども、農業農村整備事業と呼んでおりますが、この事業は、もちろん公共事業、一般にそうですけれども、特にこの事業は区画を整理して大区画にするという物理的な事業に加えて、担い手の形成といいますか、農業の近代化と生産向上ということが大変重要な課題になります。そういう事業効果を向上させるために、農地集積の促進、農業の担い手の形成、こういうソフト政策をなお一層推進していただきたいということをお願いいたしました。

いずれも直ちに、2月8日、先日行われました公共事業評価部会におきまして、意見への対応について、県の方から積極的に行っている報告をいただいた次第であ

ります。以上です。

星宮委員長 ありがとうございます。今、森杉部会長から御報告いただいたところでございます。鋭意多くの事業について検討していただきまして、ありがとうございました。それでは、これから暫時、御意見、御質問をいただきたいと思います。まず初めに、両方あわせてでございますが、場合によっては分けたいと思います。御意見ありましたら御発言いただければと思います。関田委員，どうぞ。

関田委員 政策評価部会の先ほどの御報告に、分科会による7段階評点ということをお話し申し上げましたが、分科会の評点を経て部会での審議で最終的な評価ということになっていますことを申し添えます。

星宮委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。あるいは、それぞれの部会の委員の方から補足意見等ありましたら。

私はこの委員会が初めてで不慣れでございますけれども、今、関田先生の方からいただいたもの、県の方の評価の原案とおおよそ大体一致するところが多いようですが、ただ、非常にいい評点の7点というのと2というものが少しあって、一部そういう意味でのめり張りをつけた評価をいただいたと思いました。

県の方から何か御発言ございますか、もしありましたら。

(「評価の結果の御説明を終えた後に」の声あり)

わかりました。

そのほか何か、補足、ご質問ありましたら。森杉先生の方の評価をいただきましたことについて、何かございませんでしょうか。関田委員，どうぞ。

関田委員 森杉部会長の方から、県の評価について「妥当である」という評価が出されていますが、どのような評価方法を適用されているのでしょうか。それぞれの事業によって同じような方法なのか、事業によってそれぞれ違う方法を適用されているのか、補足説明をお願いいたします。

星宮委員長 そうですね、それではよろしく申し上げます。

森杉委員 よく焦点が当たりますのは、やはり投資に値するような効果があるかどうかということですが、これは費用便益分析という方法で、便益の計測の仕方は事業の効果ごとに違いますけれども、理論的には統一的な判断基準で便益を計測している手法で判定しています。費用便益比で原則として1以上超えていないと事業を継続するかどうかということが大問題になってまいります。

それから、いろいろな項目としては、個別の事業費の節約が適切に行われているかどうかとか、住民の生活に何らかの格好での工事による被害を与えているようなことがないだろうかとか、あるいは事業の効果をより発揮させるために、先ほど言いましたソフト対策が連動するような格好で適切に行われているかどうか、大体このようなものですかね。このような項目におきまして判断して、問題がないだろうという場合には継続とし、問題があるともう一回やりましょうという格好で、本当にコストが最小になっているかどうかということ再度、例えばダム事業では流域委員会等で検討してもらい部会へ報告してもらおうなどして審議を継続してくような

形をとっております。

関田委員 B/C重視の評価のようですけれども、領域によってはある程度決まったB/Cの方式があって、それに基づいて行うというのと、決まっていなければそれぞれの個別の対応というのがあると思いますが、その時に直接便益と間接便益、直接便益は出やすいかもしれませんが、間接便益・間接費用というのがありますが、その辺で何か問題点などはないのでしょうか。

森杉委員 いっぱいあります。まず間接便益というものは、福祉的な便益という観点でなくて波及効果という意味になるものはキャンセルアウトしますので、直接便益に一切カウントしておけばよろしいというのが理論的にはっきりしております。それから、社会的費用の費用サイド、環境面へ与える影響等、これは便益あるいは費用のカウントの対象になりますけれども、現在は環境アセスメントが一定程度なされているという状況でありますので、その点へのチェックは環境アセスメントの方でチェックされているかどうかという判断で行っております、特別にそこに大きな被害があるので費用の項目に入れましょうというようなことはやっておりません。大体そんなところであります。

それから、マニュアルそのものは、ある程度国土交通省と農林水産省を中心とするマニュアルがありますので、これに基づいてやっておりますが、ないのもあります。例えば湧水などはどうするかとか、あるいは前回の部会で大きな話題になったんですけれども、松島湾の水質浄化をやっているわけですけれども、水質浄化の便益をどのようにカウントするかというのは、今のところ良いマニュアルがないので、県にも申し上げたのですが、それは宮城県独自で作るべきではないですかということを申し上げました。

関田委員 便益のマイナス要因というのは、直接便益の中に取り込まれているのですか。

森杉委員 はい、そうです。

星宮委員長 そのほかいかがでしょうか。第1回目のここの部分について、ただいまの意見交換は以上ということにさせていただきます、引き続き御報告いただければと思います。

報告の口ですが、平成19年度行政活動の評価の結果について、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

行政評価室長 それでは私の方から御説明いたします。

まず資料3、この黄色い冊子になりますけれども、「平成19年度の政策評価・施策評価に係る評価の結果」ということでございます。これの8ページをお開き願いたいのですが、そこに評価の結果について記載があります。

先ほど関田副委員長から政策評価部会の審議結果等について御説明ありまして、最終的には部会と行政評価委員会の委員長名で知事に答申をいただいたということでございます。その答申を受けて、県で最終的な評価の結果という部分を確定させております。それで、県の対応方針という欄にありますけれども、先ほど御意見、主な部分についてご紹介ありましたけれども、トータル的には個々の政策・施策で

指摘された意見，これがトータルで約250件あります。この250件に対する対応方針につきましては，30ページから95ページまでに11政策41施策について，県の評価の原案と7点判定の点数，それから評価委員会からの意見，これに対する県の対応方針ということで取りまとめしているという部分がありまして，この内容自体が評価の結果という整理になっております。

それで，8ページにお戻り願いたいのですが，(2)の評価の結果という部分でございますけれども，19年度の評価の対象となった30施策103施策の評価結果については以下のとおりで，1施策を除き，県の行った評価原案のとおりとなりました。ということで，答申を受けて再度評価原案を見直した結果，1施策について，修正した施策については政策整理番号7の施策番号6の地震防災のために必要な施設・設備の整備，これについては当初「概ね適切」という評価原案でしたけれども，行政評価委員会からのいろいろな御意見を頂戴して最終的に修正しまして，「課題あり」という形で評価結果を確定させております。

それで，のところですけれども，最終的には行政評価委員会の審議対象となった政策・施策の「適切」「概ね適切」「課題あり」については記載のとおり，それから，ならなかった部分については県の評価原案のとおり確定させていただきました。

よって，合計では施策評価につきましては，「適切」が9，「概ね適切」が21，施策については「適切」が36，「概ね適切」が66，「課題あり」が1ということでした。

また，先ほど御説明したように，30ページ以降に行政評価委員会の意見をいただいた部分についての県の対応方針ということで記載してはいますが，これについては年度末までに対応できる分と翌年度以降対応できる分と混在していますので，この御意見について県としては真摯な対応を今後とも図っていきたいということでございます。これが政策評価・施策評価の結果という内容になります。

それから，引き続き資料4になりますが，大規模事業評価の結果についての資料でございます。大規模事業評価部会の審議経過につきましては，昨年第1回行政評価委員会の際に，答申内容について林山部会長から御説明を受けていますので，本日の評価の結果についてのみ御報告させていただきたいと思っております。答申そのものについては「事業実施妥当」という評価と御意見をいただいていたので，その御意見については後で御説明します。

対象事業としましては，教育・福祉複合施設整備事業ということで，総合教育センター，通信制独立校について，平成17年度に大規模事業評価に1回かけられておりまして，「事業実施妥当」という答申を受けていましたけれども，今回はそれに新福祉センターという部分もあわせて整備ということに計画が変更になりましたので，再度事業計画の大規模事業評価を行ったということでございます。

裏面に行きまして，2ページ目の(4)行政評価委員会からの意見という部分がありますけれども，これについては，評価基準に従い審議した結果，事業を実施することは妥当と認めます。ただし三つの意見が付されました。一つ目は，事業の具体化に当たっては，教育及び福祉関連施設の一体的整備による連携強化や効率化等の利点を十分に引き出すとともに，各施設機能の特性などにも配慮して施設整備と運営を行うこと。二つ目は，施設設計に当たっては利用者ニーズを踏まえ，ハード，ソフト両面の機能充実を図ること，また広く県民に開かれた施設としての活用方法等について検討を行うこと。三つ目は，既存施設の跡地についてもその有効活用の方策を早急に検討すること。以上三つの意見が付された答申をいただきました。

これを受けて、県としての評価の結果としましては、この事業を実施することは適切と判断しました。また、意見を三つほどいただいておりますので、それについてはそれぞれ記載のとおり県としては対応していきますということの評価の結果でございます。

それで、県としてはこの評価の結果を受けまして、昨年11月議会、要するに11月補正予算に、予算措置としてはPFIアドバイザー業務委託経費として1,300万円を予算計上しています。この内容がこの評価に係る反映状況説明書という形で公表しております。

以上が大規模事業評価の結果でございます。

それから、次に、報告資料5になりますけれども、これについては公共事業再評価の結果ということで、先ほど森杉部会長から部会の審議経過について御説明ありました。それで、評価の結果としましては、その答申を踏まえて以下の14事業を継続することにしております。また、御意見を頂戴していただきましたので、その対応につきましては、それぞれ読み上げますと、国道398号石巻バイパス整備事業につきましては、「石巻バイパス整備に当たり交通安全施設の設置等について交通管理者とさらなる連携を図り、道路交通安全性の向上に一層配慮する」。次に、今後の事業実施の部分についても、街路事業では、「事業費の大きなウエートを占める用地補償費をはじめ、軟弱地盤対策など補助工法等を含めた工事費を着手前に正確に見積もるのは、事前調査費用の制約もあり難しい面もあるが、当初全体事業費の算定に当たっては、可能な限り正確に見積もるよう努めていく」。それから農業農村整備事業につきましては、「経営体育成基盤整備事業の実施に当たっては、事業効果の実現に向け、なお一層担い手への農地集積などソフト対策を市町村等関係機関とともに推進していく」という内容でございます。これらが評価の結果ということでございます。

それで、おのおの政策・施策評価、それから公共事業再評価の反映状況説明書につきましては、県の20年度当初予算の公表を待って公表する予定にしておりますので、後日、各委員の皆様方には私どもの方から反映状況説明書という形で資料を送付させていただきたいと思っております。

以上が19年度の評価の結果の概要でございます。

星宮委員長 ありがとうございます。ただいま行政評価室長の方から資料3、4、5によりまして評価の結果を県側の方でまとめたものについて御報告いただきました。政策評価、施策評価に係る評価の結果については、分厚い資料の3にいろいろな御提言を反映した格好で30ページ以降に具体的な形で記されており、それから大規模事業評価については資料4、公共事業再評価に係る評価については資料5という形で取りまとめられたということで、この委員会からの評価、提言に関して真摯な形で取り組んでいるというように承りました。

いかがでしょうか、ただいまの御報告について。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、可としていただいたということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次でございますが、報告の八ですが、行政評価制度の改正案についてでございます。行政評価制度の改正案について、事務局から説明をよろしく願います。

行政評価室長　それでは、資料ナンバーがついている、資料6 - 1, 6 - 2, 6 - 3, 6 - 4という形になっております。最初に、順番が逆で大変申しわけありませんが、資料6 - 4をお開き願います。資料6 - 4につきましては、行政評価委員長から知事あての答申を9月18日付でいただいております。この答申を受けまして、県として、政策評価部会、第1回行政評価委員会の際に、この答申を受けるとき、いろいろ基本シート、制度の内容等について御説明しております。その最終的な姿としては、この答申を踏まえ、県として評価改正、それから来年度以降の政策・施策評価の内容等について変更したいと考えています。

それで、資料6 - 1にお戻り願って、それで説明したいと思います。

まず、政策・施策評価の実施の根拠につきましては、行政活動の評価に関する条例については従前どおりと、それから評価の方法、種類についても政策評価・施策評価ということでございます。ただ、20年度以降につきましては、政策評価の中身、施策を構成する事業の分析という部分が要素として加わるということでございます。

それから、施策体系としましては、従前については廃止になった総合計画の実施計画ベースの政策・施策の体系で評価してきましたけれども、今後につきましては宮城の将来ビジョン及び行動計画の政策・施策の体系で評価を行っていくということでございます。

評価の対象としましては、政策推進の基本方向を細分化した14の課題、これについては政策と、33の取組につきましては施策と、それから取組に書いております個別取組、これについては重点事業及び非予算的手法でございますけれども、これについては事業と、要するに政策・施策・事業という大きな改正については従前の評価の対象と同じということでございます。

それから、県民満足度等の把握・反映につきましても、認知度、関心度、重視度、満足度、それから優先項目ということで、従前と同じような内容を評価の方に反映させたいということでございます。それで、ここに記載ありませんけれども、従前は県民満足度調査という調査の名称を用いていましたけれども、調査の体系が違うということ等もありまして、20年度以降に反映させる調査につきましては県民意識調査という調査の名称で実施する予定としております。

それから、評価項目、評価基準については、政策評価・施策評価については記載のとおりということでございます。

それから、公表、県民意見の聴取、それから行政評価委員会の意見の聴取については、従前どおりの取り扱いになります。それから議会報告についても従前のとおりです。

それから、基本票ですけれども、基本票については、政策評価シート、施策評価シート、事業分析シート、県民意識調査分析シートということで、従前よりもちょっとスリムになった形で基本シートを作成しております。シートの総資料量でございますけれども、従前は平成18年度ベースですとおおむね約810ページありましたけれども、これが新しい評価制度の内容ですと約572ページということで、およそ3割のシートの総量のデータについては削減になっているということでございます。

次に、資料6 - 2, 評価シートの御説明をしたいのですが、これについては政策評価部会からもいろいろ御意見を頂戴して、そのほかに行政評価委員会からもいろいろ

いる御意見，御指導をいただいていたので，その内容を今回お示ししていると。それで，骨組みとしては，第1回行政評価委員会の際にお示した評価シートと大きな骨組みとしては変更ありません。ただ，詳細については，一部文言の修正等について答申及び部会からの御意見をいただいた部分を踏まえて微修正しております。こういう形で政策評価シート，施策評価シート，それから事業分析シートということになります。

特に，今回の中身としては，先ほど関田部会長の方から事業の課題解決等についていろいろ御意見を頂戴しておりました。それ等も踏まえて，事業分析シート，これがベースになりますけれども，おおむね約400弱事業ありますけれども，それをおのおの検討して事業の概況をまず整理した上で事業の分析，必要性，有効性，効率性，それから事業の方向性，これについて分析しまして，この分析の結果を施策評価の方に持ち上げて，これを踏まえた上で目標指標等の達成度，県民意識調査，社会経済情勢，事業の実績成果等を踏まえて施策評価を実施すると。それぞれ施策の課題等についても，事業構成がどうなのか，課題，次年度対応方針ということで，いずれも事業分析も施策についても課題解決に向けた，問題点を洗い出して，その処方箋も含めた形で評価をしていくという流れに今回は制度的に見直ししています。ということで，施策評価を総合し政策評価という部分に取りまとめてありますという部分があります。ということの内容が政策評価シート，施策評価シート，事業評価シートという形で整理していったという内容でございます。

それから，次に，資料6-3ですけれども，これについては行政活動の評価に関する条例施行規則の改正案でございます。これにつきましては，答申でもありましたけれども，最初に第6条と第7条になりますけれども，要するに必要性，有効性，効率性を考慮するというのを踏まえて規則のところを修正しております。

それから，少し戻りますけれども，第5条のところ，前，諮問等にはしておりませんでしたけれども，これにつきましては，政策・施策評価の実施の時期でございます。従前は，審議する議会の招集の前日までに行うということで，決算認定の議案は従前11月議会でした。11月議会ということは11月の中旬までに評価を行うという取り扱いでしたけれども，県のいろいろな事情により，決算認定の議会が11月議会から9月議会に前倒しに来年度からなるということが既に決定されております。それを受けて第5条のところの決算の認定についての議案を提出する日の前日までということで，従前は議会の収集の日までという取り決めでしたけれども，これを議案を提出する日の前日までと修正するものでございます。規則の改正については以上でございます。

ということで，答申いただきました内容を踏まえて，来年度以降の政策・施策評価についてはこういう形で評価をし，その評価結果を次年度の予算等に適切に反映させて，宮城の将来ビジョンの着実な推進を図るということにつなげていきたいと考えております。評価制度の改正については以上でございます。

星宮委員長 ありがとうございます。評価室長の方から資料6-1から6-4に基づいて御報告いただきました。

私は，6-1のところ，左側の方の平成19年度までの施策の体系，評価の対象というものが20年度以降そういう格好で変わることに，しかし，評価の中身としては基本的には同じだと受け取りましたが，大体そのようなことでよろしいでしょうか。

あと、資料2及び3がございまして、特に3の方は条例施行規則の改正案でございますが、必要性、有効性、効率性を入れた格好、議案の提出の日にちというような格好での修正があるということでございまして、何か御意見がありましたら御発言いただきたいと思っております。県の方でこういう形でまとめてくださったことで、よろしいでしょうか。関田委員、どうぞ。

関田委員 報告資料6-1について、確認をしておきたいのですが、総合評価の政策・施策評価型からビジョン型に大幅な舵をきるわけでありまして、それはビジョン型にとっては重点的な政策・施策を明確にして、達成度等の評価もきちっとやっていくという非常に明確な側面と、そこに入らない部分の今までの政策・施策がどうなるかということがございます。その辺について部会でもいろいろ議論がございまして、切り捨てられるような形での対応にだけはしてほしくないというような意見が出されております。その辺の御配慮を十分考えていただきたい。それから、6-2の政策評価の総括のところ、今までは「適切」「概ね適切」「課題あり」という3段階評価から、達成度を目指すような「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」という4段階評価に変更になるという提案でございます。これはこれなりに達成度評価をするという意味では、ビジョン型としては一つの方法ですけれども、部会で議論があったのは、このような4段階にしてしまうと、数値の達成度を目指すような方向に流れてしまう危険性はないのか、つまり課題があったり、不適切さが問題であるというような議論がその中に含まれないと困るので、この表記についてもこれから少し検討したらどうかという意見がりましたが、これで最後まで行くということではないですよ、ちょっと確認です。

星宮委員長 評価室長、いかがでしょうか。

行政評価室長 まず第1点目の切り捨てられた施策等という部分については、県の方の将来ビジョンの取り組みで33の取り組み以外に基本的な取り組みというくりががあります。ですから、それ以外については従前の政策・施策のくり方だけが違うので、総じて前の36政策の県の行政の範囲が将来ビジョンの体系としては、33としてのベースでくり直しましたよと。ただしそこから漏れた時については、基本的な取り組みという形で、特にNPOの活動とかという部分については、33の取り組み外になっていて、その部分については基本的な取り組みという形でつづられていますけれども、ただ、それ自体については目標指標等の設定がないということもあるので、来年度以降の評価の対象としてはその部分だけは除外することになるのかなということで、おおむね33の将来ビジョンの対象とする範囲は従前の性格と大きな変更はないというふうに考えております。

それから、2点目の「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」という部分、4つの評価の対象については、先ほどの数値の、要するに目標指標の達成度だけではなくて、シートにもありますけれども、県民意識調査、社会経済情勢、事業の実績・成果等を踏まえた上でどうなのかという部分の評価をしたいということでございまして、目標指標の達成だけがこの評価のベースというふうには考えておりません。ということで、総合的な上で評価したいと考えております。

星宮委員長 ありがとうございます。関田委員、もう少し何か御意見ありますか。

関田委員 かなりカバー……，総合型のものをビジョン型でカバーしているということですが，全体でカバーしているのが3分の2ぐらいですか。もっとありますか。

星宮委員長 政策課長，どうぞ。

政策課長 ビジョン型になっているものの，いわゆる行政の守備範囲としては，結果としては割とワイドに亘っているのではないかなと思います。ただ，先ほど行政評価室長から話がありましたように，市町村の取り組みを総合的に支援することであるとか，あるいはNPOの活動であるとか，県として33のビジョンの中には入り込みませんけれども，横断的に取り組むことについては基本的な取り組みで整理をしていますので，そういう意味では総合計画の立て方，作り方を変えてはいるものの，それなりに押さえているのではないかなと思いますし，ここでは行動計画を3年単位で見直していきますので，評価すべき必要な行政テーマがあれば，その中でしっかり取り組んで評価していくことになると思います。

星宮委員長 ありがとうございます。よろしいですか。そのほか何か，ただいまの資料6関連についての御説明に関して御意見，御質問，よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。それでは次に進みたいと思います。

報告の二でございますが，行政評価委員会の開催予定についてでございます。平成20年度の委員会及び各部会の開催予定について，事務局から説明をよろしく願います。

行政評価室長 それでは，報告資料7を御覧いただきたいのですが，平成20年度行政評価委員会開催予定ということでございます。

まず，行政評価委員会，要するに通称親委員会と呼んでいますけれども，これについて改めて審議事項等ちょっと御説明したいと思います。この親委員会そのものについては，委員会条例第1条第1項により諮問された事項で，括弧書きの中は「評価条例第8条第1項の規定により委員会の意見を聞くために諮問された事項を除く」と，この括弧書きの内容は，実は政策・施策評価，大規模事業評価，公共事業評価の評価そのものが括弧書きの中身でございます。ですから，親委員会自体については，おのこの評価の評価原案の部会として答申する内容自体については，部会の方の決定がこの行政評価委員会の決定事項になるというふうな条例の規定でございます。よって，1の第1条第1項により諮問された事項の括弧書き以外の内容ということは，行政評価制度の改正等について諮問があった場合の内容でございます。

それから，2の委員会条例第1条第2項により意見に関する事項，これについては「諮問に基づく評価に関し知事に意見を述べることができる」という条項がありますので，この内容でございます。これが当行政評価委員会の審議事項の内容でございます。

それで，来年度は大体2回程度を予定しておりまして，本日と同様の各部会の審議結果，それから20年度行政活動の評価の結果などについて御審議いただくということで，2回ということで，うち年度末に1回という予定ですが，あと1回については時期未定ということで，おおむね約2回程度の開催予定ということで

ございます。

次に、政策評価部会につきましては、1については委員会条例第1条第1項に諮問された事項ということで、それから2番目は委員会の調査審議事項のうち評価に関する部分の調査、要するに制度改正の部分についての内容が2のところに入ってきます。政策評価部会については、20年度の政策・施策評価についてということで、部会については3回、分科会については1回から3回程度の予定ということでございます。部会については6月から2月で3回、分科会については6月中旬から7月中旬にかけて1回から3回程度ということでございます。

それから、大規模事業評価部会につきましては、来年度は計画評価については1件から2件程度ということでございますけれども、詳細については来年度の当初に詳細が決定する予定であり、今の段階ではこの部分についてはまだ白紙の段階でございます。あと、審議事項のほかに、来年度は評価事業の完了報告を予定しております、これについては事業完了後5カ年度以内に事業完了報告するという制度になっておりますので、来年度については子ども病院について事業完了報告を予定しております。

次に、公共事業評価部会につきましては、来年度41件程度予定ということで、今年の14件と比べかなり多いのですが、これについては先ほど森杉部会長からも御説明ありましたように、再評価制度が平成10年スタートでございました。平成10年に河川の件数が多いのですが、この河川事業というのがどうしても工事期間が長いということで、5年ごとに再評価にかけられますので、平成15年、平成20年の審議件数がかなり多くなるというような実態にあります。それで、来年度は部会については6回を予定しております。河川事業を対象とする分科会を1回と、必要に応じて現地調査を実施するというので、6月から10月にかけて部会を5回、分科会、現地調査を実施し、あと2月ごろに部会1回を予定しております。また、審議事項のほかに、部会意見対応状況報告と再評価事業完了報告を予定しています。

以上、各三つの部会、それから親委員会ということで、来年度はこのような予定で進めたいと考えております。

星宮委員長 ありがとうございます。ただいま資料7に基づきまして、行政評価委員会の開催予定について御説明いただきました。各部会でそれぞれの専門の分野での御検討の回数も多く大変でございますが、是非御協力賜りたいと思います。何かこの辺について御意見ございませんでしょうか。よろしければこういう形で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日の主な審議事項は以上でございますが、各部会長の方々から御意見をいただければと思います。関田部会長、何かございませんか。

関田委員 ビジョン型の政策・施策評価の方に移行しましたので、その対応を具体的な仕事の中でどう対応させるかという問題が幾つかまた出てくると思います。そういったものに対する審議がこれから出てくるだろうと。

それから、分科会の運営について、特に判定のあり方についての議論が現在ございまして、それを部会の御意見の中から議長案として提案したいということも考えております。以上でございます。

星宮委員長 ありがとうございました。それでは，林山部会長，御意見ございましたらお願いいたします。

林山委員 今年度の大規模事業評価部会には，事業計画の変更による再計画評価の案件が出てまいりました。その時のフォーマットと申しますか，評価調書のフォーマットをどう考えていくか，通常の計画評価ものとは若干ニュアンスが違うということがございますので，それを今後検討させていただきたいと思っています。以上です。

星宮委員長 ありがとうございました。それでは，森杉部会長，御意見ございましたら，よろしく申し上げます。

森杉委員 公共事業評価部会の方でよく出てくることは，事業の効果を一層発揮させるためには，関連するソフト対策，政策を推進しましょうということがよく出てくるんですけども，具体的に何かということになりますと，実はこの政策評価部会の方で出ているさまざまな政策でして，これらと我々が対象としている事業とどう連動しているかということがクリアになりますと一層の連携が図れるんじゃないかと思うんですね。こういうことを少し意識したような資料とか，あるいは評価ということを今後考えたらどうかと思いました。

星宮委員長 ありがとうございました。それでは，一応御意見をいただいたわけですが，そのほかの委員の方々から，何かございませんでしょうか。特になければ，本日はここまでということにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは，本日の宮城県行政評価委員会を終了いたします。
どうも皆様ありがとうございました。

司 会 以上をもちまして，平成19年第2回宮城県行政評価委員会を終了いたします。
本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会

議事録署名委員 森杉 壽芳

議事録署名委員 浅野 孝雄